

「モデル小説」からみる
ライヴァシーの近代

日比 嘉高

第2回

「モデル小説」の現在

——柳美里「石に泳ぐ魚」裁判 1 ——

モデルとして描かれた人物の苦痛の訴えを

裁判所はモデル小説の理念よりも上位に置いた。

柳美里の敗訴から、何が見えてくるのだろうか――

1 柳美里「石に泳ぐ魚」

1・1 柳美里について

一九六八（昭43）年六月二三日、神奈川県生まれ。

高校中退後、劇団「東京キッドブラザース」に入団、女優、演出助手となる。主催者の東由多加は「命」などにも登場する恋人。

八六年、劇団「青春五月党」を結成、劇作家兼演出家となる。

九三年、『魚の祭』で、第37回岸田國士戯曲賞を最年少で受賞。

九四年、初の小説作品「石に泳ぐ魚」を、「新潮」に発表。

九五年、『フルハウス』で、第18回野間文芸新人賞、第24回泉鏡花文学賞を受賞。

九七年、「家族シネマ」で、第116回芥川賞を受賞。

九八年、『ゴールドラッシュ』で、第3回木山捷平文学賞を受賞。

○一年、「命」で、第7回編集者が選ぶ雑誌ジャーナリズム賞作品賞を受賞。

1・2 「石に泳ぐ魚」

【資料1】あらすじと評価（『新潮』二〇〇一年八月）

2 「石に泳ぐ魚」裁判

2・1 事件および裁判の経緯

一九九四年九月

柳美里「石に泳ぐ魚」『新潮』九月号に発表。

一一月

「朴里花」のモデルとなつた女性（以下原告）、出版差し止めの仮処分を東京地裁に申請。柳美里側が単行本などで公表する場合には改訂版を使うとし、原告は処分を取り下げた。

一二月

原告、損害賠償と出版差し止めを求め、東京地裁に提訴。

一九九五年一二月

柳美里、評論「表現のエチカ」（『新潮』一二月号）に原告のイニシャルを書き、モデルとした上で障害の事実も描出。原告、損害賠償を追加請求。

一九九九年六月二二日

原告勝訴（一三〇万円の損害賠償の支払い、一切の方法による公表差し止め）。ただし謝罪広告の掲載および修正版の公表差し止めは認められなかつた。被告側、控訴。

二〇〇一年二月一五日

東京高裁、控訴を棄却。被告側、上告。

二〇〇一年九月二十四日

最高裁、控訴を棄却。東京高裁の判決が確定。

二〇〇一年一〇月二十五日

柳美里、新潮社から改訂版出版。

写真・『読売新聞』二〇〇一年九月一五日

2・2 戦後におけるプライヴァシー概念の変化——「宴のあと」裁判以後

2・2・1 三島由紀夫「宴のあと」裁判

- 三島由紀夫「宴のあと」——著名作家・三島由紀夫 V S 東京都知事選候補者・有田八郎
- 一九五九年四月、東京都知事選。一九六〇年一～一〇月「宴のあと」『中央公論』に連載。（一月、新潮社より単行本）。一九六一年三月、有田提訴。一九六四年九月、三島側敗訴。
- 日本で初めてプライバシー概念を持ち込んだ裁判といわれる
- 週刊誌ブームとジャーナリズムの「のぞき見」主義の暴走
- 当時の文学観——芸術創作行為への価値づけ、「市民的思惑や配慮」との切斷の強調

2・2・2 プライヴァシー概念の浸透と変容

■引用1 ■阪本昌成『プライヴァシー権論』（日本評論社、一九八六年四月、2頁）

「消極国家から積極国家への国家の役割の変容は、「私生活」の範囲を狭めたばかりでなく、公的・私的生活との境界を相対化した。また、「情報化社会」における積極国家は、個人情報を収集・保有・利用する最大組織となっている。こうした時代背景に対応した新しいプライヴァシー権は、なによりもまず、公権力による個人情報の取扱い（収集、貯蔵、利用、伝達等）を——「私生活」領域に限定することなく——いかに事前に規制するか、という問題点にこたえるものでなければならない。〔…〕こうした欠陥に対応すべく提唱されてきたのが、プライヴァシー権を「自己情報コントロール権」とする有力な見解である。」

2・2・3 法学者・文学者の分裂

■引用2 ■第12回大東文化大学公開法律シンポジウム「現代の法律問題を考える モデル小説とプライバシー～柳美里「石に泳ぐ魚」事件を素材として～」（『大東文化大学法学研究所報』別冊第12号、二〇〇三年三月、所収、18頁）

〔木村晋介の発言〕 今までには、文学作品について裁判所から表現に障害を与えるような判断が出ますと、大体、書く側からは一斉に裁判所に対する批判の声が上がつたのですが、今回は文学者の中でも割合意見が分かれていますし、また憲法学者の方の意見が分かれたわけです。そういう意味で、時代の流れといいますか、そういうものを感じさせる判決だったと思います。

▼ 見解の分かれる法律家たち

モデルの権利尊重側

■引用3 ■最高裁判決についての原告女性弁護団梓澤和幸のコメント（『週刊金曜日』二〇〇一年一〇月一一日）

「文学表現の危機などとする言説がある。しかし、モデルの了解もないまま、小説の登場人物と現実の人間の特徴を一致させて私事を暴くことが問題とされているのだ。この小説は「人格を全て否定された」（判決）、と感じさせるほど人を傷つけた。こんな加害が作家の特権としてまかり通る時代ではない。」

表現の自由尊重側

【資料2】 田島泰彦 「疑問残る出版差し止め 「表現の自由」に配慮欠く」

『毎日新聞』夕刊、二〇〇一年二月二二日

▼ 見解の分かれる文学者たち

【資料3】 「『石に泳ぐ魚』出版差し止め判決に文学者 見解大きく分かれる」（『朝日新聞』二〇〇一年二月

■引用4 ■座談会「柳美里『石に泳ぐ魚』最高裁判決の検討」「法学セミナー」No.57、二〇〇三年一月、41頁

〔作家・三田誠広の発言〕そこ「私小説」では、自分をありのままに見つめることが大切なのです。それといささかも虚偽を交えずに自分そのままを告白していくことが大切です。ですから、うまく書くとか、こんなことを書いたらまずかなということがちらつとでも入ると、真実性が失われる、そういう書き方をする私小説が、ジャンルとしてあるわけです。

〔…〕今お話ししたような私小説をすると、登場人物はみんな迷惑します。事実そのままで作品のなかに出てくるわ

けです。でも、長い間のコンセンサスとして、今までこういうかたちで裁判に訴えるとか、出版が差し止めになるというケースがなかった。初めての最高裁の判断であるだけに、この判断の影響はかなり大きいものがあるし、文学を愛するものとしては、もう少しなんとかしてほしいという思いがあるということあります。」

文学擁護側

■引用5 ■ 高裁判決を受けての車谷長吉の談話『朝日新聞』—100年二月一六日、三七面

「漱石も鷗外も藤村も私小説を書いてきた。作家は大なり小なりモデルを思い浮かべながら小説を書く。私も人を傷つけた経験があり、後ろめたさを持ち続けている。文学が人間の本質である悪をみすえる以上、言葉には毒が含まれる。それがいけないというのなら、作家は一切の言語を発することができなくなる。」

裁判所が人権と言い立てるとき、文学はたきつぶされると思う。」

福田和也 「解説」新潮文庫、240—242頁

モデル擁護側

【資料4】 大江健三郎 「陳述書と二つの付記」『世界』一九九九年九月

3 論点

- プライヴァシーと表現の自由——人々のメンタリティの変化
 - ◊ 私小説が不可能になる?
 - ◊ 「差し止め」ということの大きさ
 - ◊ 「社会における『芸術』の意義が変化している以上、その歴史性に鈍感であつてはいけない」（渡辺直己）。「こんな加害が作家の特権としてまかり通る時代ではない。」（梓澤和幸）
 - ◊ 個人情報保護法／個人情報の自己コントロール権／犯罪被害者の救済
 - ◊ 「文学そのものは徴収にも死刑にもできない。そして法が文学を裁こうとする時、まさに、裁かれ
る原因たるその文学の反社会性、反良識性は、否応なしに顕彰されることになる。」（筒井康隆）
 - ◊ 〈顔〉という「特殊」事情
- 図書館と読者の権利——「これらの図書館は、最高裁判所が妥当であるかを検証する機会を市民から遠ざけることに同意したのである。」（山家篤夫）
- 市民社会の「良心」と相互監視と——「市民社会の『良心』はつねに「偽善」と紙一重の性格をもつ」「現代の文学の機器は、政治権力から来るのではない。飽和した市民社会から来るのだ。〔…〕文学の希求する「良心」は、市民社会的な「良心＝偽善」の底を踏み抜くことでしか求められないはず」（井口時男）
 - ↑ 相互監視